

12. 採択審査

(1)採択審査方法

補助金の採択審査は、提出資料について、下記「審査の観点」に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。採択審査は非公開で提出資料により行います。提案内容に関するヒアリングは実施しませんので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2)結果の通知

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種、法人番号(法人の場合)および補助金交付申請額を公表することがあります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3)その他留意事項

- 同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご注意ください。
- 過去、中小企業生産性革命推進事業にて実施した「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、確認事項入力(様式2)画面の所定の欄に記載してください。
※過去に実施した補助事業と同じ事業であると見受けられる場合には、不採択となります(採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します)。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

審査の観点

I.基礎審査
次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とします。 ①必要な提出資料がすべて提出されていること ②「2. 補助対象者」(P.4)・「4. 補助対象事業」(P.6)・「6. 補助率、補助上限額等」(P.7)・「7. 補助対象経費」(P.10)の要件及び記載内容に合致すること ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること ④小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること
II.計画審査
経営計画・補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。 ①自社の経営状況分析の妥当性 ○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。 ②経営方針・目標と今後のプランの適切性 ○経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みや弱みを踏まえているか。 ○経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圏)や顧客ニーズを捉えたものとなっているか。 ③補助事業計画の有効性 ○補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。

- 販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
- 補助事業計画には、技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する取組等が見られるか。
- 補助事業計画には、デジタル技術を有効的に活用する取組が見られるか。

④積算の透明・適切性

- 補助事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。
- 事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

※過去、中小企業生産性革命推進事業にて実施した「小規模事業者持続化補助金」で採択を受けて補助事業を実施した事業者については、全体を通して、それぞれ実施回の事業実施結果を踏まえた補助事業計画を作れているか、過去の補助事業と比較し、明確に異なる新たな事業であるか、といった観点からも審査を行います。

※より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業(全国対象)の実施回数等に応じて段階的に減点調整を行います。

III. 加点審査

政策的観点から加点審査を行います。加点は、【重点政策加点】、【政策加点】からそれぞれ1種類、合計2種類まで選択することができます。

※【重点政策加点】、【政策加点】から2種類以上を選択された場合には、加点審査の対象となりませんので、お間違えのないようご注意ください。

【重点政策加点】

①赤字賃上げ加点

賃金引上げ特例に申請する事業者のうち、赤字である事業者(P.9の「業績が赤字の事業者に対する要件」を確認ください)に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=赤字賃上げ加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 賃金引上げ特例(赤字事業者)を希望した場合に、自動的に適用されます。
- ※政策加点の賃上げ加点も自動的に適用されます。

②事業環境変化加点

ウクライナ情勢や原油価格、LP ガス価格等の高騰による影響を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=事業環境変化加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「2. 事業環境変化加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)に物価高騰等の影響を受けている内容を入力。

③東日本大震災加点

東京電力福島第一原子力発電所の影響を受け、引き続き厳しい事業環境下にある事業者に対して、政策的観点から加点(=東日本大震災加点)を行います。

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった福島県12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)に補助事業実施場所が所在する事業者に対して採択審査時に政策的観点から加点

(=東日本大震災加点)を行います。

○東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を克服するため、新たな販路開拓等に取り組む太平洋沿岸部(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に所在する水産仲買業者及び水産加工業者

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「3-1. 東日本大震災加点(福島 12 市町村)」もしくは「3-2. (太平洋沿岸部に所在する水産仲買業者及び水産加工業者)」を選択。
- ✓ 食品衛生法に基づく営業許可証もしくは届出書(受領印押印済み)の写しを提出。

※原則、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、水産製品製造業、複合型冷凍製品製造業の許可を得た事業者のみが対象です。ただし、食品衛生法の改正前における魚介類販売業、魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業について許可を受けた事業者で、現法においても有効な許可を得ている事業者についても対象とします。

④くるみん・えるぼし加点

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=くるみん・えるぼし加点)を行います。

政策加点の⑥一般事業主行動計画策定加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されますのでご注意ください。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「4. くるみん・えるぼし加点」を選択。
- ✓ 基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出。

【政策加点】

① 賃金引上げ加点

最低賃金の引き上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=賃上げ加点)を行います。

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時より+30円以上であること。本要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付を行わない可能性があります。

※1:後日公開する別紙「参考資料」を参照ください。

※2:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます(例えば、5月に申請する場合は、4月に支払った賃金分かる賃金台帳の提出が必要)。

(注)申請時点において、従業員がいない場合は、本加点の対象外です。

(注)事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です(退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、当初の計画通りに従業員の賃金の引き上げがなされていない場合も対象外)。常時使用される従業員以外の者の賃金のみを引き上げる取組も対象外です。

(注)事業場内最低賃金の対象者が退職し、他に従業員がいない場合は、ただちに求人を行い、3か月以内に雇用してください。

(注)申請時点及び補助事業終了時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。

<申請時の必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「1. 賃金引上げ加点」を選択。
※ 賃金引上げ特例を希望した場合は、賃金引上げ加点が自動的に適用されます。
- ✓ 宣誓・同意画面に表示される「賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の申請に係る誓約・同意書」(様式7)を確認し、該当箇所にチェック。
- ✓ 労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳(※1)の写し(※2)を提出。
- ✓ 雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)を提出。

例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等

<実績報告時の必要な手続>

- ✓ 補助事業終了時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写し(※2)を提出。
- ✓ 賃金引上げ後の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)を提出。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等

※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、後日公開する別紙「参考資料」を参照ください。

※2:役員、専従者従業員を除く全従業員分の提出が必要です。

②地方創生型加点

以下の類型に即した事業計画を策定している事業者に対して、政策的観点から加点を行います。

○地域資源型

地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画

○地域コミュニティ型

地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「2-①. 地方創生型加点(地域資源型)」もしくは「2-②. 地方創生型加点(地域コミュニティ型)」を選択。
- ✓ 「経営計画」(様式2)の地方創生型加点欄に上記の取組を行う計画を入力。

③経営力向上計画加点

各受付締切回の基準日(後日公開する別紙「参考資料」を参照)までに、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=経営力向上計画加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「3. 経営力向上計画加点」を選択。
- ✓ 「認定書」の写しを提出(「認定書」の写しの提出がない場合は、加点対象になりません)。基準日までに認定を受けていることが必要です。基準日より後に認定を受けた事業者や、認定申請中の事業者は対象となりません。

④事業承継加点

各受付締切回の基準日(後日公開する別紙「参考資料」を参照)時点の代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合、採択審査時に政策的観点から加点(=事業承継加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「4. 事業承継加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の事業承継の計画について入力および選択。
- ✓ 代表者の生年月日が確認できる公的書類(自動車運転免許証等)の写しを提出。
- ✓ 後継者候補の实在確認書類を提出。
 - (ア)会社で「他の役員(親族含む)」の場合、「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」(申請書の提出日から3か月以内の日付のもの・原本)又は、役員に就任していることが分かる書類の写し。
 - (イ)会社または個人事業主で「従業員(親族含む)」の場合、当該従業員にかかる「雇用契約書」の写し、又は、当該従業員を雇用していることが分かる書類の写し。
 - (ウ)個人事業主で「家族専従者」の場合、必須の提出書類である「確定申告書または青色申告決算書」において専従者であることが確認可能なら、追加資料は不要。
 - (エ)上記の(ア)～(ウ)以外の場合、实在確認用の公的書類(本人の運転免許証の写しや住民票等)。
- ✓ 代表者が地域の商工会・商工会議所とご相談の上で商工会・商工会議所が作成・交付する「事業承継診断票」(様式10)を提出。
 - ※地域の商工会・商工会議所へ「様式10」の発行依頼は、「事業支援計画書」(様式4)発行依頼と同時に行ってください。
 - ※前回までの申請の際に「事業承継診断票」(様式10)の作成・交付を受けた場合でも、今回、改めて「様式10」の作成・交付が必要です(前回分の再利用は不可)。

⑤過疎地域加点

過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取組を行う事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=過疎地域加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「5. 過疎地域加点」を選択。

⑥一般事業主行動計画策定加点

従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=一般事業主行動計画策定加点)を行います。

計画期間に「公募締切日」及び「事業者が設定した補助事業完了予定日」がいずれも含まれている場合に加点の対象となります。

重点政策加点の④くろみん・えるぼし加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点のみ加点されますのでご注意ください。

※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」

(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

※厚生労働省「両立支援のひろば」

(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php)

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「6. 一般事業主行動計画策定加点」を選択。

⑦後継者支援加点

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アトツギ甲子園」のファイナリスト等になった事業者を対象に政策支援をするため、以下の要件を満たす事業者に対して加点を行います。

申請時において、「アトツギ甲子園(※1)」のファイナリスト又は準ファイナリスト(※2)になった事業者であること。

※1:詳細は後日公開する別紙「参考資料」を参照ください。

※2:準ファイナリストとは、地方予選大会出場者のうち、ファイナリスト以外であって、特に優秀と認められ、経済産業省HPで公表された者。

※3:「後継者支援枠」で採択され事業を実施した事業者は、対象外です。ただし異なる年度において、上記要件を満たす場合は、補助対象となり得ます。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の、「7. 後継者支援加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)画面にて、選出された年度を入力。

⑧小規模事業者卒業加点

事業規模拡大に意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者に対して加点を行います。

補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数(※1)が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること(※2)。**ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。**

※1:常時使用する従業員の考え方は、後日公開する別紙「参考資料」を参照ください。

※2:小規模事業者として定義する従業員を超えた数

(注)過去の持続化補助金の「卒業枠」で採択され事業を実施した事業者は、今後、本補助金の対象となりません。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	6人以上
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	21人以上
製造業その他	21人以上

⑨事業継続力強化計画策定加点

各受付締切日までに、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けており、**実施期間が終了していない認定事業者**に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=事業継続力強化計画策定加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「9. 事業継続力強化計画策定加点」を選択。
- ✓ 受付番号、(※1)、実施期間を記載し提出。基準日までに認定を受けており実施期間が終了していないことが必要です。締切日より後に認定を受けた事業者や、認定申請中の事業者、実施期間が終了している事業者は対象となりません。

(※1)事業継続力強化計画電子申請システムの受付番号の確認方法は以下で確認ください。半角数字10桁の番号(000...)が受付番号ですので、お間違いのないようご注意ください。

※事業継続力強化計画(電子申請)における「受付番号」の確認方法

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/shinsei_bangou.pdf

13. その他

- ①補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- ②補助事業の進捗状況確認のため、補助金事務局等が実地検査に入ることがあります。実地検査にご協力いただけない場合には、交付決定取消しとなる場合があります。また、補助事業終了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- ③原則として、補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ④本事業実施中及び本事業終了後、会計検査院や事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ⑤補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。
- ⑥本補助金は、所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)または法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、所得税法第42条または法人税法第42条の規定を適用することができます。
- ⑦補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局が指定する期限までに行うことが必要です。また、この他、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際に協力をしていただくことが必要です。
- ⑧自社内での取引は補助対象外となります。
- ⑨交付決定時に、補助事業実施に係る注意点等を記載した「補助事業の手引き」を補助金事務局から配布いたします。補助事業実施前に「補助事業の手引き」を必ず確認の上、不明点は補助金事務局にお問合せください。
- ⑩補助金事務局が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件

等を満たしていないことが判明した場合には、採択・交付決定の取消し等を行うことがあります。

- ①申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。
- ②本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有いたします。
- ③賃金引上げに係る申請内容未達時の対応
賃金引上げ特例での申請もしくは賃上げ加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した賃上げ要件を達成できなかった場合は、交付規程の様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」において未達が報告されてから 18 ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※1への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点します。
- ④本制度は補助事業であり、収益納付による補助金の減額交付や補助事業終了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合がある他、事後の会計検査院等による実地検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

※1 2025 年2月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)、事業再構築補助金(中小企業省力化投資補助事業を含む)、成長加速化補助金、新事業進出補助金

なお、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※2により、やむを得ず賃上げ要件を達成できなかった場合には、その限りではありません。その場合には、交付規程の様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出時にその理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。

※2 震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合(国税通則法第 46 条)その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合